

令和5年

行方市農業委員会

第4回総会会議録

(令和5年3月27日)

令和5年3月27日 行方市農業委員会第4回総会を北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第20号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第23号	現況証明願について
議案第24号	農地改良協議書の同意について
議案第25号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第28号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
議案第29号	令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について
報告第14号	地目変更登記に係る紹介に対する回答について
報告第15号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第18号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
5番 橋本清	6番 平塚実	7番 横瀬忠美
8番 古渡武文	9番 内藤宏一	10番 本澤政雄
11番 風間啓次	12番 根本正義	13番 小沼正二
14番 大久保正一	15番 郡司正彦	16番 椎名勇
17番 高塚利英	18番 根崎和枝	19番 清水量

本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

3 本日の欠席委員

4番 茂木孝

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分
定刻となりましたので、ただいまより令和5年行方市農業委員会第4回総会を開会させていただきます。

事務局 (会長挨拶)
総会議事日程第2、会長挨拶。
高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長 それでは、総会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。
桜の花も今、満開ということで咲き誇っております。農作業のほうもだんだんと忙しくなってきました中、第4回の総会ということで、本日は最適化推進委員の皆様にも出席をいただきましての開催となります。大変ご苦労さまでございます。
4年度は活動記録について1年間、委員の皆様、推進委員の皆様には日々の習慣化した活動を、記録簿の記載をお願いいたしました。いかがでしたでしょうか。来年度も活動の記録簿を習慣化し、活動の見える化を進めていきたいと思っておりますので、何とぞご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。
それから、この前の15日の総会におきまして、事務局職員の異動がありました。寺坂局長補佐が今度異動ということで、6年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。
そういうわけで、また来年度、新しい方を迎えて始まりますので、何分よろしくお願ひいたします。
以上で、挨拶に代えます。

事務局 (経過報告)
続きまして、日程第3、経過報告。
3月の行事経過報告によりご説明いたします。
3月15日、第3回総会でございます。こちらにつきましては、北浦公民館におきまして、農業委員、事務局出席の下、議案の審議、職員の任命について審議いたしました。
3月16日、常設審議委員会、こちらは市町村会館におきまして、清水委員、事務局出席の下、諮問案件の審査を行いました。
3月20日、農業委員会行方地域協議会理事会、こちらは潮来市役所におきまして、高塚会長、椎名代理、事務局出席の下、定期総会の開催及び提出議案について審議を行いました。
3月27日、本日でございます。先ほど、総会前に推進委員さん8名によりましてタブレットの研修会を行いました。
同じく、本日、第4回総会となっております。以上です。

		(議長の選出)
事務局	それでは、続きまして日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。	
		(資格審査報告)
議長	それでは、開会をいたします。 ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。 したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。	
		(会期の決定)
議長	本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
全員	異議なし。(全員一致)	
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
		(議事録署名人の選出)
議長	議事録署名人を議長において次のように指名いたします。 6番平塚 実委員 7番横瀬忠美委員。	
		(書記の選出)
議長	総会書記として、事務局、寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。	
		(議案の審議)
議長	それでは、議案の審議に入ります。	
		(議案第20号)
議長	議案第20号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。	
事務局	議案第20号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第1項から第11項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第1項から第11項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。	
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。	
1 1 番	11番、風間です。1項の調査報告をします。	

		この調査は、根崎、内藤両農業委員さん、推進委員の石田委員さんとともに調査してまいりました。
		譲受人は、市内玉造甲地区在住、農業兼会社役員の69歳の男性です。3万9,727㎡で甘藷を耕作しております。譲渡人は、常陸大宮市在住の63歳、個人事業者の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
5	番	5番、橋本です。第2項について報告します。 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山両推進委員の協力の下、調査してまいりました。
		譲渡人は市内宇崎在住の50歳代の無職の女性です。譲受人は市内宇崎在住の70歳代の農業兼会社役員の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。場所は自宅から10分ほどの距離にある水田です。区分は、交換による所有権の移転です。農機具等もそろっており、何ら問題がないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議	長	農機具等もそろい、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、平塚です。第3項の調査報告をいたします。 この調査には、橋本委員と宮内、内山推進委員のご協力をいただきました。 譲受人は大洗町に事業所を持つ農業経営を兼業する会社で、代表は40歳代の方です。譲渡人は行方市麻生在住、60歳代の方です。申請事由は、農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るためです。売買による所有権移転です。当該土地は、行方市杉平で、県道水戸鉾田佐原線の繫昌境から200mほど手前を東に200mほど入ったところ。通作距離は三十数km、車で50分と少々遠い感じはしますが、鉾田市にも拠点があり、さほどではないようです。面積は2筆合わせて2万3,983㎡で、そのうち半分ほどの面積が傾斜地で山林化しているのですが、少しずつ開拓していく予定だそうです。取得後の経営面積は3万7,329㎡です。現在は、主にハウレンソウを作付しているようですが、今回取得する農地では、まずサツマイモを作付する予定だそうです。農機具等もそろっているようです。必要書類も添付されていることから、許可相当と調査してまいりました。ただ、農地の

		傍らに漁船らしきものが数隻置いてあり、今後の利用状況を見守る必要がありそうです。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、何の問題もないということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さん、森山さんに協力していただきました。
		譲受人は市内於下在住の30代農業の男性。譲渡人は市内於下在住60代農業の男性です。2人の関係は同居の親子です。申請事由は国の新規就農補助金の条件となっている新規就農後5年以内に事業用農地を取得することを満たすためとしています。区分は贈与による所有権の移転です。譲受人は新規就農4年目で、奥さんや両親も譲受人の農作業を手助けしています。農機具等も整っており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。この案件は、4番茂木委員の案件ですが、所用のため代読させていただきます。5項の調査報告をします。 調査については、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		受人は行方市吉川在住50歳の農業の男性です。水稲、レンコンで1万4,000㎡を耕作しております。家族5人で年間280日営農しております。渡人は千葉県千葉市在住54歳会社員の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。今回、権利を設定使用する農地は、自宅から1,500m、車で5分ほどの距離です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第6項の調査報告をします。

		この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。 譲受人は市内井上在住57歳で農業兼野菜加工業の男性の方です。譲渡人は市内行方 方在住84歳の無職の女性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図 るとのことです。区分は売買による所有権移転になります。4筆の畑のうち3筆は 譲受人が現在、相対で耕作しております。また、1筆は草で覆われていて原野状態 です。後継者もなく、譲渡人からの依頼で、譲受人はこれらの農地を譲り受ける ことにしたとのことです。原野状態の畑も譲受人は畑に復元するということでした。 農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆 様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題もないということでした。審議をお願 いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。7項について調査報告をいたします。 調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。 受人は行方市内宿在住の78歳の農業の男性です。水稻1万7,704㎡、サツマ イモ1万㎡、ジャガイモ4,500㎡、自家消費野菜1,000㎡を耕作してあり ます。渡人は行方市内宿在住の62歳の女性でございます。申請事由は渡人からの 本件農地を売りたいとの申入れがあり、受人は農業経営規模拡大充実を図るため で、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も300日、農機具もそろっ ております。今回、権利を設定しようとする土地は自宅から500m、車で3分ほ どの距離でございます。規模拡大したいとのことであり、何の問題もなく、許可相 当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	10番、本澤です。第8項の調査の結果について報告をいたします。 なお、この調査には、清水、近藤両委員さん、横田、大原両推進委員の協力の下、 調査をしてまいりました。 譲受人は市内小貫在住農業兼会社員の61歳の男性です。譲渡人も市内小貫在住8 7歳の農業の男性です。2人の関係は親子であります。申請事由は経営移譲、区分 は贈与による所有権の移転です。譲渡人は87歳と高齢になり、長男である譲受人 に畑4筆3,625㎡を譲り渡すとのことでした。農機具等もそろっており、農業 実施、従事日数も年間200日と、調査の結果が許可相当と調査してまいりまし

		た。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。この案件も茂木委員の案件です。第9項の調査報告をします。調査には石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。受人は銚田市在住63歳の農業の女性です。水稻2,000㎡、小松菜4,900㎡を耕作しております。年間300日、常勤雇用者と営農をしております。渡人は行方市在住、64歳会社役員女性です。申請事由は渡人が相続した財産を処分したいため、受人の経営拡大のためにより、区分は贈与による所有権移転です。今回権利設定使用する農地は宅地から20km、車で35分ほどの距離です。受人については、耕作証明書、農地利用等計画書も添付されており、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。第10項について調査報告いたします。調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。受人は行方市内宿在住の49歳の農業の男性です。水稻9,206㎡、チンゲン菜3万4,375.91㎡を耕作しております。渡人は水戸市在住の30歳の男性です。2人の関係はおいとおじの関係でございます。申請事由は、以前、おいとともに農業をしておりましたが、おいが離農することになり、おじに譲りたいとの申入れがあり、受人は農業経営規模拡大を図るため、区分は贈与による所有権移転です。農業従事日数も300日、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は自宅から3km、車で10分ほどの距離でございます。規模拡大したためのものであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。

1	1	番	<p>11番、風間です。第11項の調査報告をします。</p> <p>この調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口推進委員さんと調査してまいりました。</p> <p>譲受人は小美玉市在住、農業兼団体職員の42歳、男性です。譲渡人は市内玉造甲地区在住81歳農業の男性です。申請事由は夫婦で新規に農業経営をしたいそうで、甘藷、馬鈴薯、トウモロコシを耕作したいということです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議、よろしくお願ひします。以上です。</p>
	議	長	<p>調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
	全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
	議	長	<p>異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案第21号)</p>
	議	長	<p>次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。</p>
	事	務	<p>議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。</p> <p>案件につきましては、第3項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。</p>
	議	長	<p>それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査委員より、調査の報告を求めます。</p>
	7	番	<p>7番、横瀬です。第1項の調査報告をいたします。</p> <p>調査については、石間推進委員の協力を得て、調査してまいりました。</p> <p>申請人は、行方市繁昌在住、繁昌において建設業を行っている50歳会社役員です。申請事由は、土採取事業による一時転用です。場所は四鹿坂下信号より西へ2km、市道854号線沿いになります。許可後2年間の事業となり、土採取により付近への影響がないことを確認いたしました。必要書類も添付されており、事業完了後には、一時転用を行った後、農業のできる状態に復元する契約書も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
	全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
	議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
	議	長	<p>次に、2項の調査委員より、調査の報告を求めます。</p>
	1	5	<p>番</p> <p>15番、郡司です。第2項について、高塚会長に代わって調査報告いたします。</p>

調査は、高塚会長、野原推進委員が同行し、現地確認は、古渡委員と行いました。申請人は、市内手賀在住で、農業70代の女性の方です。申請事由は、宅地への進入路ということです。昨年10月総会において、農振除外のお願いをした案件であります。宅地への進入路がないため、昭和35年から父親の代より利用してきたそうです。今回、農地であることが判明し、無断転用を是正したいということです。場所は県道水戸神栖線小座山の信号より100mくらいのところ。必要書類も整っており、始末書も添えられており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類また始末書も添えられており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議長 長 次に、3項の調査委員より、調査の報告を求めます。

3 番 3番、近藤でございます。3項について調査報告いたします。

調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力をしていただきました。

申請人は、行方市次木在住の66歳の女性です。土地は行方市次木地内134㎡です。申請事由は、農業用物置3棟の違反転用の是正となります。申請人の田が実家の近くに住宅を立てる計画をし、改めて調査をしたところ、昭和63年から農業用物置として使用しておりました土地が農地のままであることが判明しました。本来は農地転用許可を取得すべきところを、無許可のまま本日に至っております。農地の区分は集団農地の理由から第1種農地と判断され、使用許可となり得ない土地ですが、例外として、農地を農業用施設とする施設と判断され、許可となり得る農地になります。今後も農家用倉庫として使用するため、今回、是正の申請をするものです。始末書も添付されており、農地の区分転用目的に問題はないと考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 長 調査の結果は、始末書も添えられており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。

(議案第22号)

議長 長 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について。下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第10項までとなっております。事務局説明につ

きましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査委員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。第1項の調査報告をいたします。
なお、調査については、麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。
受人は、広島市内で太陽光事業を営む法人です。渡人は、市内矢幡在住60代の男性です。申請事由は、太陽光発電所の建設、区分は売買による所有権の移転になります。調査の結果、周辺農地等への影響もなく、同意書、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。第2項の調査報告をします。
この調査は、根崎委員さん、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田両推進委員さんとともに調査してまいりました。
譲受人は、水戸市にある建設会社役員の方です。譲渡人は、市内芹沢地区在住、69歳、建築業の男性です。申請事由は、上山線接続変更関連管路新設工事に隣接しているため、非常に利便性があると判断したので、賃貸借の一時転用で、休憩所、資材置場、駐車場にしたいそうです。場所は上山線のセブンイレブンより北へ1.5kmほどのところ。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、古渡です。第3項の調査報告をいたします。
この案件には、高塚会長に同行していただきました。
譲受人は、鉾田市当間に住む84歳の不動産業の男性です。譲渡人は、行方市手賀に住む81歳の無職の男性です。申請理由は、売買による所有権移転でございます。場所は玉造中学校から500m行ったところになります。事業計画書、残高証明書など必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類もそろっており許可相当ということでした。審議をお願い

		いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 2 番	次に4項の調査員より調査の報告を求めます。 12番、根本です。第4項について調査報告いたします。 なお、本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員とともに調査してまいりました。 4項、譲受人は、市内北高岡在住26歳公務員の男性。譲渡人は、同所在住85歳無職の男性です。両人は同居の孫と祖父の関係であります。土地は自宅近くの田499㎡、申請理由は、自己用住宅で、区分は使用貸借権の設定です。申請人は子どもの成長に伴い、現住所の住居が手狭になったので、宅地として自宅の隣にあった不耕作の田を利用したいと考え、相談し、快諾を得たそうであります。調査の結果、書類等全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議ほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 5 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第5項について、高塚会長に代わって報告いたします。 調査は、高塚会長と古渡委員が現地確認に同行し、行いました。 譲受人は、市内手賀の運送業の法人の方です。譲渡人は、市内手賀在住の農業70代の女性の方です。申請事由は、自家用給油所と駐車場ということです。昨年10月の総会において、農振除外をお願いした案件であります。区分は売買による所有権移転となります。道路の拡幅工事に伴い、法人の自家用給油所も移転することになり、代替地を探しておりましたところ、近くの農地を譲り受けることになったそうです。現在、事業のほうも順調で、車の台数も増えており、駐車場も一緒に整備したいとのこと。場所は県道水戸神栖線小座山の信号より北へ100mぐらいのところになります。必要書類等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決をいたします。
議 3	長 3 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 3番、近藤でございます。第6項の調査報告をいたします。 調査委員は、本澤、清水両委員、大原、横田推進委員に協力をしていただきまし

		<p>た。</p> <p>受人は栃木県大田原市在住、41歳の女性です。渡人は行方市次木在住、66歳の女性です。2人の関係は親子になります。申請事由につきましては自己用住宅の建築、区分は使用賃借でございます。申請人は、現在県外にいてアパート住まいをしておりますが、両親も高齢になってきており、生活が心配なので帰郷を考え、実家の隣の所有農地を借り受け、自己用住宅を建築したいということでございました。</p> <p>現場は、内宿の化蘇沼稲荷より西へ200mのところでございます。申請地は1種農地と判断され、原則許可となり得ない農地ですが、例外として居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断され、許可となり得る農地で、1,155㎡の農地のうち住宅用農地として499㎡使用賃借します。必要書類としまして、事業計画書、資金借入等そろっております。許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
7	番	<p>7番、横瀬です。第7項の調査報告をします。</p> <p>この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員とともに調査してまいりました。</p> <p>受人は64歳、鹿嶋市に在住する太陽光発電設備事業を行う会社代表です。渡人は60歳、同市内宿に在住する農業の男性です。申請事由については、記載のとおり、高齢のため、農業の縮小を考えていて、長い間、休耕にしてあったものを、地権者の意向により転用することにしたものということです。場所は老人ホーム北裏の西側の奥になります。必要書類等もそろっており、添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、風間です。8項の調査報告をします。</p> <p>この調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口さんと調査してまいりました。</p> <p>譲受人は市内芹沢地区在住、52歳会社員の男性です。譲渡人は市内芹沢地区在住64歳自営業の男性です。2人の関係は娘婿、義理の親子です。申請事由は、今回、令和元年頃より、無断で物置、駐車場として使用していたことによる違反転用の是正で使用貸借権設定です。場所は旧現原小学校より東に450mほどのところ</p>

		です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。9項、10項は関連がありますので、一括して報告いたします。 この調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口推進委員さんとともに調査してまいりました。 9項、10項の譲受人は小美玉市にある社会福祉法人です。9項、10項の渡人は市内芹沢地区在住64歳自営業の男性です。9項の申請事由は、現在、使用している進入路では大型車の通行が困難であるため、日頃の出入りを安全かつ円滑に通行するために進入路を拡幅したいそうです。10項の申請事由は、当法人が運営する児童養護施設が新規事業を実施するため、従業員の駐車場を新たに確保したいとのこと。9項、10項ともに売買による所有権の移転となります。場所は旧現原小学校より400m東のところであり。調査の結果、必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第23号)
議	長	議案第23号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひします。
事	務	議案第23号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年3月27日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては第6項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項から5項までは関連がありますので一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。1項から5項までは関連がございますので、一括しての調査報告とします。 調査につきましては、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。

申請人は行方市繁昌在住、69歳の男性です。申請事由は耕作不能のため、非農地証明の交付となります。畑2筆340㎡、田3筆903㎡、計5筆となります。この5筆は20年間以上放置されていたままで、原野化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付に妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

議長 調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

全 長 異議なしと認め、1項から5項は証明書を交付することに決定をいたします。

議長 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 18番、根崎です。第6項の調査報告をします。

調査には、風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員、また後日、地区担当である川島推進委員さんと調査してきました。

申請人は代理人である図書館長です。申請事由については、地目変更登記のための現況証明願の交付です。40年くらい前より行方市図書館用地として使われており、交付に何ら問題なく、証明書を発行してもよいものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上。

議長 長 調査の結果は、証明書の発行妥当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

全 長 異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定をいたします。

（議案第24号）

議長 長 議案第24号 農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第24号 農地改良協議書の同意について、下記のとおり協議書の提出があったので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 18番、根崎です。第1項の調査報告をします。

この調査は風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。

申請人は行方市若海在住、土建業の男性です。今回、田畑転換して、植木畑にするための申請だそうです。土は市内浜から1,800㎡運び、埋め立てるもので、関係同意書、関係書類もそろっており、問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 長 調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議を

	<p>お願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 員 議	<p>異議なし。（全員一致）</p>
長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり、同意いたします。</p>
	<p>（議案第25号）</p>
議 長	<p>議案第25号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第25号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。</p> <p>別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。農地利用集積計画総括表のほうでご説明させていただきます。新規設定54件88筆16万9,650㎡となります。続きまして更新の設定で41件83筆15万2,783㎡となります。新規更新の合計としまして95件171筆32万2,433㎡となります。次のページから農用地利用権利設定の一覧となります。設定者、受ける者、設定した土地、権利の内容、以下、賃借料が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議 全 員 議	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
長	<p>異議なし。（全員一致）</p>
長	<p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p>（議案第26号）</p>
議 長	<p>議案第26号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第26号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。</p> <p>別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社は農地中間管理権を取得する計画となります。2枚目、農地中間管理事業・総括表でご説明いたします。新規設定、田は4件7筆1万5,394㎡、畑は2件9筆6,046㎡、合計で6件16筆2万1,440㎡となります。次のページ、農地利用集積計画の一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。
		(議案第27号)
議	長	次に、議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。令和5年3月3日付で行方市長より行方市農業委員会長宛に農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が36筆5万436㎡となります。詳細につきましては次のページ一覧でご確認いただきたいと思います。なお、議案第26号の農用地利用集積計画の公告と今回の結果の決定は同時施行となります。これによりまして、農地中間管理権で得た農地中間管理機構は農用地利用配分計画を定め、公告することによって、農地中間管理機構が受け人に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。
		(議案第28号)
議	長	次に、議案第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、下記のとおり提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙のとおりということで、資料ナンバー4のほうをご覧いただきたいと思います。指針については、7月に改定したときもご説明しましたが、今まで努力義務だったものが、農業委員会法の改正で、必ずされてないといけないものになりました。その施行日が4月1日ではございますが、昨年7月、改定させていただいたのですが、その後、ちょっと通知等がありまして、目標の達成状況の評価の方法についても記載する必要が生じたということで、再度見直しをさせていただくものでございます。その後、国のほうからもその参考でということで示されましたので、それに合わせるような形で改定しましたので、かなり文字数が増えてしまった

のですけれども、基本的な部分については変わっていないのかなと思います。遊休農地の解消、それから担い手農地の集積、新規参入の促進、3つの最適化活動、それに加えて、最後に地域計画の目標を達成するための農業委員会が果たすべき役割についてというのが加わっております。

ちょっとページのほうをめくっていただきまして、具体的な数字につきましては令和5年4月ということで、直近の再集計した数字のほうにしております。遊休農地につきましては、管内の耕地面積、以前は6,410haですが、合計の数値がちょっと変わりまして、6,370haというものになりました。遊休農地の面積については118.6haということで、3年後の目標につきましては、基本的に昨年目標設定で、緑区分の遊休農地について5年かけて解消しますということで、5分の1除いた、3年分除いた面積になっています。目標年度としましては、県の基本方針、市の基本構想、それが令和12年度ということになっておりますので、基本的に緑区分については、全て解消するというので76haとさせていただきます。具体的な推進方法については記載のとおりということで、中間管理機構と連携したものと、あと非農地判断について速やかに非農地判断も行っていくということで、記載させていただきました。

それから、担い手への農地の集積・集約化についてということで、こちらにつきましても直近の数値にさせていただいて、3年後の目標については、1人当たり7haほどで245ha、それを3年後の、年度ごとに達成するというので、目標年度、こちら令和12年度ということで、66%、これが県の目標とする集積率になりますので、その面積に設定させていただきました。具体的な推進方法についてはご覧いただきたいと思います。

それから、3番目の新規参入の促進についてということで、こちら去年は1法人、新規参入ということです。3年後の目標としましては、個人のほうが2人、面積が3haです。法人のほうは1法人で2ha、令和12年度末の目標として個人が2人3ha、1法人2haということにさせていただきました。あと、具体的な推進方法については記載のとおりということで、ご確認いただければと思います。

それから、第3地域計画の目標を達成するための農業委員会としての役割ということで5点ほど上げさせていただいて、見守り活動、それから意向把握、あと担い手と農地のマッチング、あと中間管理事業促進、あと地域計画が見直しされたときに協力していくということを目指して定めさせていただいたかと思いますが、本来としては、役員会とか、そういったところで図って上げさせていただいたかと思いますが、ちょっとこちら時間もなかった関係で、本来、4月あたりに一度改定していただきましたので、こちらでいいのかなと思ったのですが、最低限、その評価の方法については、記載について入れなさいということでしたので、今回、それを今年度末までに改定、指針を定めなさいということだったので、提案させていただいたところ

です。内容については、このあと、議案29号の目標のところ、かぶるところもあって、そこと整合性も取らないといけないということもありますので、こちら29号のほうも4月に本来でしたら事業計画とかと一緒に提案できればと思ったので

すが、3月までに目標を定めなさいというお達しがきましたので、今回、提案させていただきます。以上よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、今、事務局で説明がありましたが、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については原案のとおり決定といたします。

(議案第29号)

議 長 それでは、次に、議案第29号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第29号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、下記のとおり提案する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
別紙のとおりということで、資料ナンバー5のほうをご覧いただきたいと思ひます。

この案件につきましては、令和4年度から農林水産省の経営局長農地政策課長通知の農業委員会による最適化活動の推進等についてという通知に基づきまして、毎年度最適化活動の目標を設定しまして、次年度に点検・評価をしなければならないとなっております。

目標については、先ほども申し上げましたが、当初案が4月の総会時に提案する方向で考えていたのですが、国のほうから3月までにということであったので、ちょっと急遽になってしまいました。提案させていただくものです。

まず、1ページ目に農業委員会の状況がございまして、次のページに具体的な最適化活動の目標について記載がありまして、まず、1番に農地の集積ということで、こちら先ほど申し上げましたように、目標年度が12年度、そちらに12年度で集積率が66%とありますので、66%になるように今年度については245haに設定させていただきました。

遊休農地につきましては、現状としては若干増えてしまったのですが、目標については、まず緑区分、既存の遊休農地の廃止なのですけれども、緑区分については、令和3年度の緑区分、これを5年かけて解消しなさいということですので、35.8haの5分の1、7.2ha、黄色区分については、工程表を策定しなさいということなのですが、ちょっと、こちら国のほうで工程表の策定例を今後示していただくということなのですが、ちょっとまだ来ていなかった。内容としては去年と同じ内容になっています。

新規遊休農地の解消につきましては、前年度に発生した緑区分は、次の年度で解消しなさいということなので、8.8haということ目標と設定させていただきました。

3番の新規参入の促進については、先ほど申し上げましたとおり、今年度は1経営

体の0.8haで、目標としましては、利用権とか、あと3条の賃貸借等は、そういったもので権利の移動があった面積の10分の1の面積を新規参入者とかへ貸し付けてもいいよという、そういう同意を取り付ける意向調査、それを10分の1の面積を目標に下さいということで20.4haを目標とさせていただきました。ちょっと令和2年度が次期作交付金の関係でかなり増えていますので、昨年度と比べたらちょっと倍になってしまっております。

あと最適化活動の活動目標のほうですけれども、ちょっと昨年10日ということで設定させていただいたのですが、実際2月までの実績とかを見るとちょっと10日は厳しいのかなという感じもしまして、あとほかの市町村の状況を見ると半分ぐらいが6日、半分ぐらいが10日ということ踏まえて6日は大変なのかなという感じもするのですが、6日、これが最低ラインということみたいなので、6日ということでさせていただきました。

あと活動強化月間の設定目標については、3月以上設定下さいということで、こちら7月、8月、1月と、昨年度と同じ内容になっております。

それから、新規参入相談会の参加目標ということで、こちら1回以上が農業委員会として最低1人、1名以上参加下さいということで、今年度の2月、県の新規参入促進フェア、そちらのほうにウェブのほうで参加しましたが、こういうものがあつたら参加していきたいと思えます。

具体的内容については、ちょっとまだ時期とか決まっていますので、未定とさせていただきますまして、最低1回、2名以上が参加するということできればと思えます。

この後なのですが、これで決まったら、県の農業会議のほうにこれですと確認を受けるということで、よければこれでこのままいくと思うのですが、問題があるということであれば修正が入る可能性もあるのですが、そのときは、またちょっと次回の総会あたりで報告、総会か全員協議会になるか分からないですけれども、報告させていただければと思えます。

以上です。よろしくお願ひします。

議 1 事 務 局 議 全 員 議	長 番 局 長 員 長	今、事務局で説明がありましたが、皆様の御意見、ご審議をお願いいたします。何かございますか。ありませんか。 1番、矢幡です。 この資料の4と5ですか、これは、常に目標としてタブレットにおいてもらえればよいと思えます。 分かりました。 そのほかありますか。誰か。よろしいですか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、令和5年度最適化活動の目標設定等については原案のとおり決定をいたします。
---	------------------------------------	--

(報告第14号) (報告第15号) (報告第16号) (報告第17号)

議 長	<p>(報告第18号)</p> <p>次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第14号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告第15号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書受理について、報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第18号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います</p>
事 務 局	<p>報告第14号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、水戸地方法務局鹿嶋支局よりの照会に下記のとおり回答したので報告する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>2月24日に内藤委員及び根崎委員により調査を行いました。第1項から第2項につきましては、原野化しており、農地に復元することが困難であり、周辺の状況から復元しても継続的な利用が見込めないため、非農地として判断し、回答しております。</p> <p>続きまして、報告第15号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>農地中間管理機構の特例事業の用に資するため、所有権の移動があった一覧となります。ご確認くださいと思います。</p> <p>続きまして、報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>こちらは、相続によりまして所有権を取得された届出の一覧となります。第1項から第3項までとなります。こちらをご確認いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>こちらは、合意解約により賃貸権を解約した通知の一覧となります。第1項から第18項までとなります。こちらもご確認くださいと思います。</p> <p>続きまして、報告第18号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和5年3月27日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。</p> <p>こちらにつきましては、2月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録を集計したものととなります。こちらも確認いただければと思います。以上です。</p>
議 長	<p>今、事務局のほうから説明がございました。</p> <p>報告案件についての質疑を求めます。</p>

全
員
議

ご異議ございませんか。
異議なし。（全員一致）
それでは、異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 4時16分

議

これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第4回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。